

令和6年度

宜野湾市特産品等推奨品出品募集！！

宜野湾市特産品推奨認定審査委員会では、本市の特産品及び観光資源活用サービスを推奨し、製造業者等の生産技術と生産意欲の向上、販路の拡大を推進する事を目的に下記のとおり、令和6年度宜野湾市特産品推奨品の募集を行います。

○募集概要

宜野湾市の推奨特産品として下記の基準のいずれかに該当し、商品表示法等について関連法令を遵守していること。本市で主たる生産・加工された製品及び観光資源活用サービスであること。

- ① 本市に所在する企業独自の製品あること。
- ② 本市の「自然資源」及び歴史や風土に培われた文化・伝統などの「生活文化資源」を活用した観光資源活用サービスであること。
- ③ 製品の形状、ネーミング、パッケージ、ラベル等で、他市町村との差別化がはかられており、宜野湾市をPRできる製品・観光資源活用サービスであること。
- ④ 特に本委員会が必要と認めた製品。

○申請資格

1. 宜野湾市に所在する企業であること。
2. 法令の定めるところによる許認可を必要とする場合は、当許認可を受けたもので、かつ公序良俗に反しない者。
3. 認定審査に参加することのできる者。

○申請部門（飲食料品、非食品等）

(令和5年度に認定された特産品推奨品)



島豆腐ベーグル



ドーナツ生地で作る
パンケーキミックス



折り畳み椅子
テーブルセット



かめかめ島餃子



琉球蓮根のど飴

○募集期間

令和6年7月10日（水）～令和6年8月5日（月）
（土・日を除く、9:00～17:00まで）

○認定審査

審査 令和6年9月4日（水）AM10:00～

○申請手続

1. 申請は、所定の申請書に記入し、宜野湾市商工会事務局へ提出して下さい。
 - *申請書は、商工会ホームページ又は、商工会窓口に準備しております。
 - *許認可の必要な業種の方は、許認可証やパンフレット等のコピーも提出して下さい。
 - *原則として審査会へ提出された製品の返却はできませんので、ご了承下さい。
（尚、非食品等についてはその限りではありません）

《推奨認定制度のメリットについて》

- 宜野湾市特産品等推奨認定審査委員会（宜野湾市、宜野湾市商工会）から認定証を交付します。
- 推奨製品に認定マークを表示することができます。
- 市報、商工会報及びホームページ等で認定製品をPRします。
- 専門機関を通して製品の品質向上、販路開拓等の支援が受けられます。



宜野湾市商工会 <https://www.ginowan.or.jp/>

宜野湾市商工会 HP
QRコード ⇒⇒⇒



TEL : 098-897-0111
FAX : 098-897-9467
（担当：神谷寛人・金城久美子）